

# 指定事業者等 指定時研修

大阪府 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課  
指定・指導グループ



皆様こんにちは。

大阪府 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 指定・指導グループです。  
ただ今より、「障がい福祉サービス事業者」並びに「障がい児支援事業者」の指  
定時研修を開催いたします。

## 次 第

### 指定パート

#### <第1部>

- ・障がい福祉サービス等情報公表制度に係る手続きについて
- ・事業開始後の事務手続きについて
  - 変更届等について <詳細は第2部の資料をご確認ください。>  
(障がい福祉サービス等指定事業者編)  
(障がい児支援指定事業者編)
  - 大阪府国民健康保険団体連合会研修について

### 指導パート

- ・指定障がい福祉サービス等事業者の適切な事業運営について
- ・指定障がい児支援事業者の適切な事業運営について
- ・障がい者虐待の防止について



2

研修に入ります前に、本研修次第をご案内いたします。

このあと、指定パートと指導パートに分けてご説明させていただきます。

指定パートは

- ・障がい福祉サービス等情報公表制度に係る手続きについて
  - ・事業開始後の事務手続きについて
- の、2点をご説明させていただきます。

指導パートは

- ・指定障がい福祉サービス等事業者、及び指定障がい児支援事業者の適切な事業運営について
- ・障がい者虐待の防止について

の、3点をご説明させていただきます。

いずれも今後、事業を運営される上で特に重要な事項ですので、内容についてよくご理解いただきますようお願ひいたします。

## 指定パート 説明に使用する資料

- ・障がい福祉サービス等情報公表制度に係る手続きの ご案内
- ・変更届等について<詳細は第2部の資料をご確認ください。>
  - ・(障がい福祉サービス等事業者編)
  - ・(障がい児支援事業者編)
- ・大阪府国民健康保険団体連合会研修について

★ダウンロード先:[https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritsu\\_top/shiteijkensyu.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritsu_top/shiteijkensyu.html)



3

これより指定パートの説明を始めます。

説明に使用する資料は

当該研修の動画説明資料に加え、

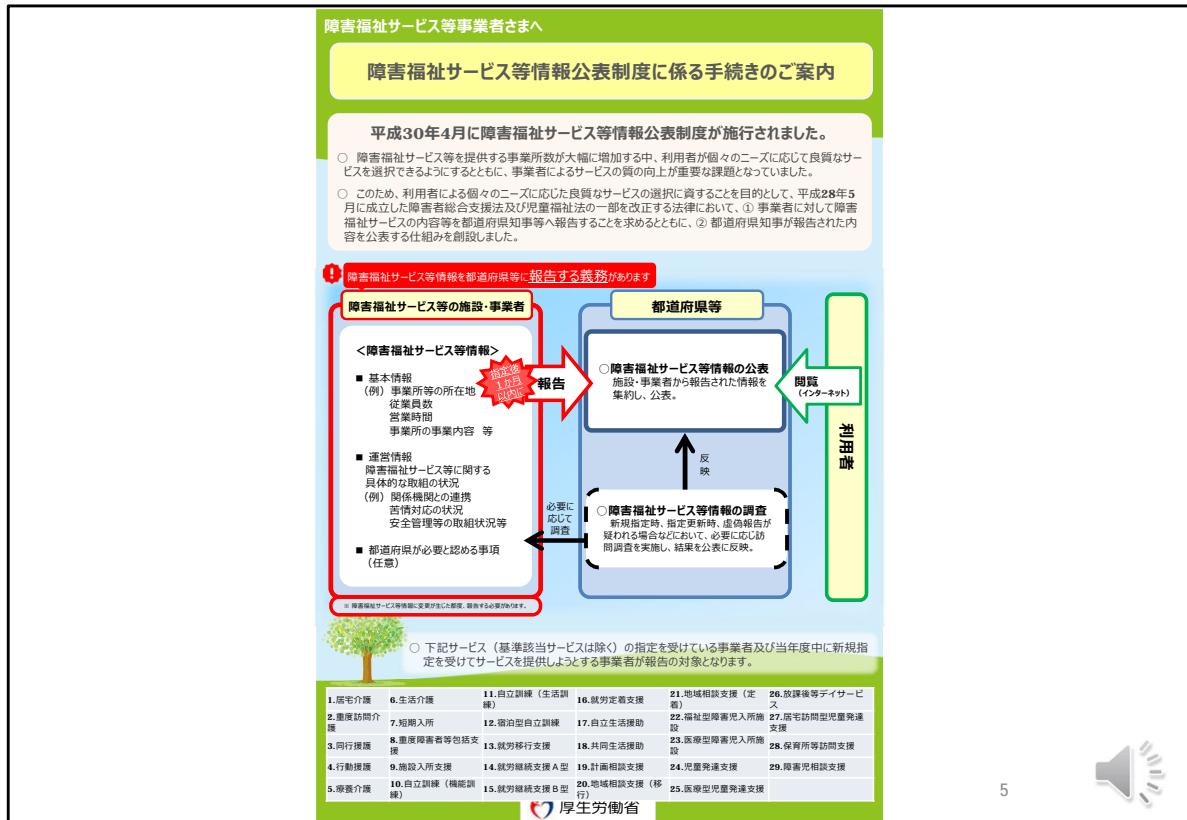
- ①障がい福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内、
  - ②変更届等について(障がい福祉サービス等事業者編)、(障がい児通所支援事業者編)
  - ③大阪府国民健康保険団体連合会研修について
- です。
- いずれも、指定時研修のウェブページに掲載しておりますので、必要に応じてダウンロード・印刷の上、ご確認ください。

# 障がい福祉サービス等情報公表制度 に係る手続きについて



4

これより、「障がい福祉サービス等情報公表制度に係る手続き」について、説明いたします。



まず初めに、「障がい福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内」と書かれた資料をご覧ください。

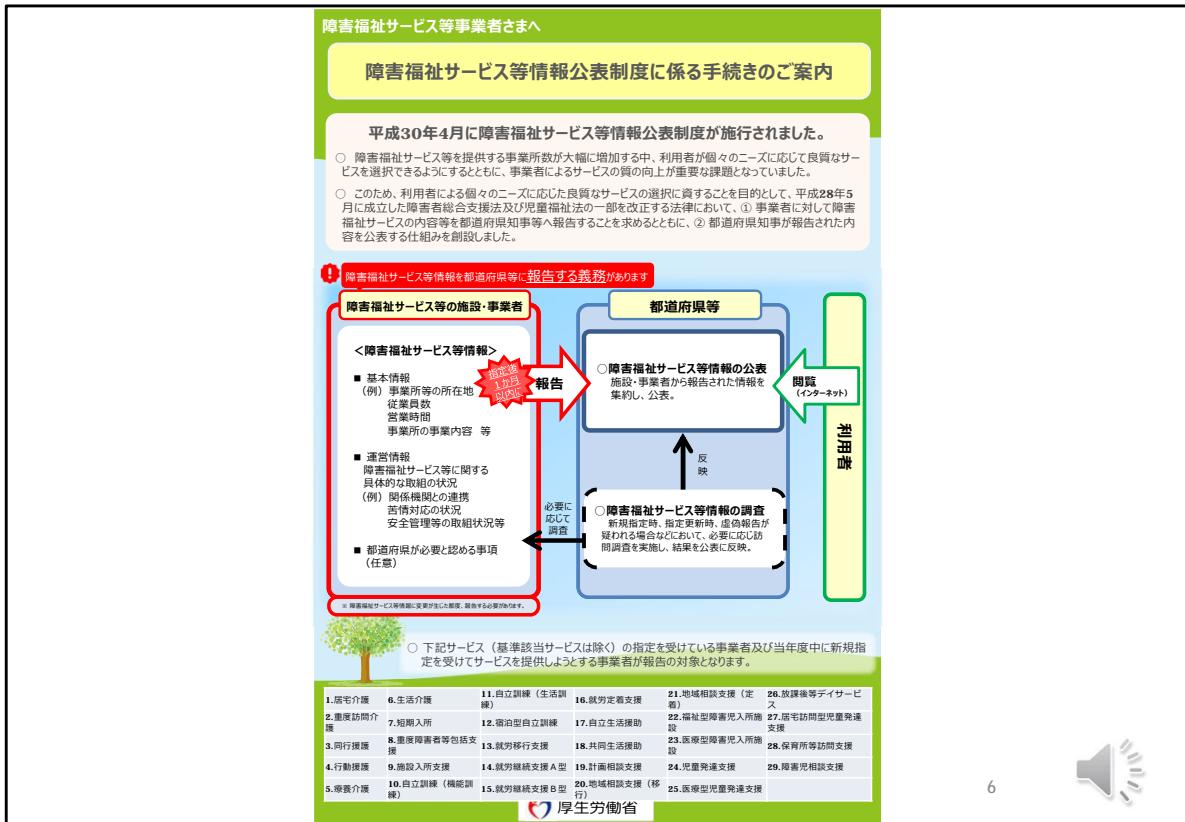
皆さまご存知のとおり、平成30年4月から「障がい福祉サービス等情報公表制度」の運用が始まりました。

これは、障がい福祉サービスを提供する事業所の数が大幅に増加する中で、利用者が個々のニーズに応じて、良質なサービスを選択できるようにすることと、事業者によるサービスの質の向上という課題への対応として、平成28年5月に障害者総合支援法と児童福祉法が改正され、

①事業者に対して、障がい福祉サービスの内容を府知事へ報告することについて法的な義務を課し、

②府知事に対しても、報告された内容を公表することについて法的な義務が課せられました。

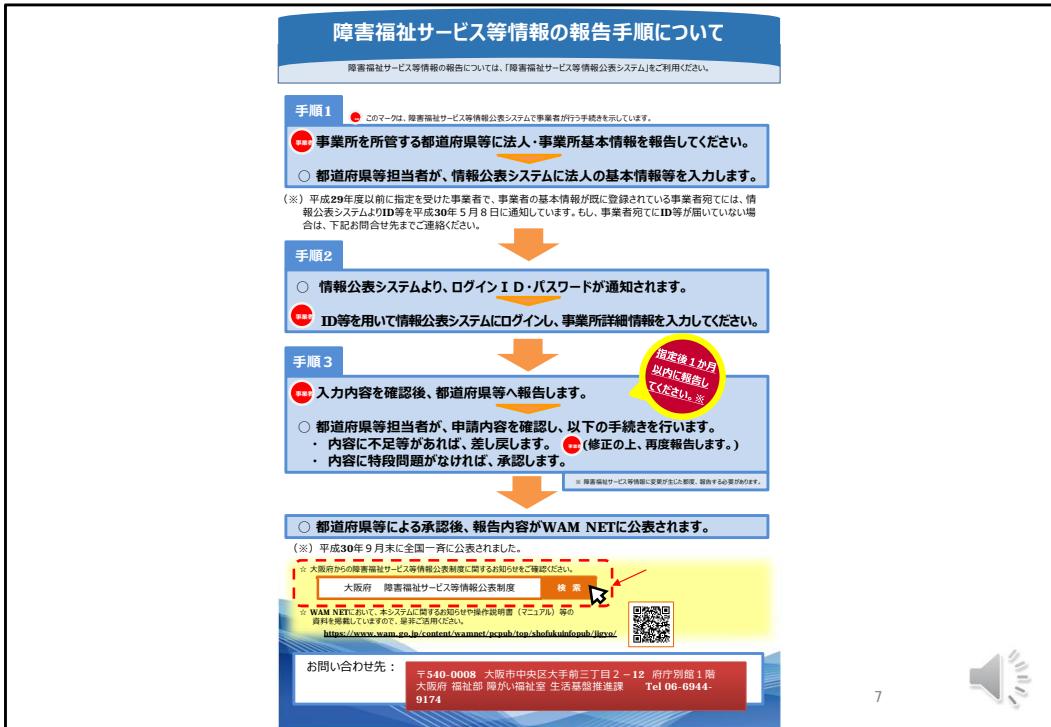
制度の基本的な仕組みは、障がい福祉サービス等の事業者は、  
①基本情報として、事業所の所在地、従業員数、営業時間、事業所の事業内容等を  
②また、運営情報や障がい福祉サービスに関する具体的な取組みの状況として、  
関係機関との連携、苦情対応の状況、安全管理の取組状況を  
それぞれ指定後1か月以内に大阪府へ報告します。



大阪府では、厚生労働省が委託した独立行政法人 福祉医療機構の情報公表システム、愛称は「ワムネット」というシステム上で、利用者がインターネットにより公開された情報を閲覧できるようにします。

なお、これまでワムネットでは、障がい「者」のサービスを提供する事業所の情報を公表していましたが、この制度の開始に伴い、障がい「児」のサービスを提供する事業所も対象になるとともに、公表する情報の内容も拡充が図られました。

報告の対象となるのは、この資料の一番下の表に記載されている「1. 居宅介護」から「29. 障害児相談支援」までの指定を受けている事業者です。



次に、具体的な報告手順についてご説明します。

まず、手順1として、事業者の皆さまに行っていただくことは、大阪府へ法人や事業所の基本情報を報告することです。

報告の内容は、別紙「情報公表システムにおける基本情報登録依頼書」をご覧ください。新規の指定申請時に、大半の事業者が提出済みですので、詳しい説明は省略します。

- 提出された依頼書について、大阪府の担当者が、情報公表システムに法人の基本情報を入力します。
- 大阪府の担当者の入力が完了すると、手順2として、システムへのログインIDとパスワードを記載した電子メールが、情報公表システムから自動配信されます。

手順2として、事業者の皆さまに行っていただくことは、情報公表システムへログインし、事業所の詳細情報を入力することです。

入力が終われば、手順3として、入力内容を確認後、大阪府へ報告してください。報告の処理は、情報公表システムの機能を使って行います。指定後、1か月以内に報告を完了するようご注意ください。

**障害福祉サービス等情報の報告手順について**

障害福祉サービス等情報の報告については、「障害福祉サービス等情報公表システム」をご利用ください。

**手順1**  このマークは、障害福祉サービス等情報公表システムで事業者が行う手続きを示しています。

● 事業所を所管する都道府県等に法人・事業所基本情報を報告してください。

○ 都道府県等担当者が、情報公表システムに法人の基本情報を等を入力します。

(※) 平成29年度以前に指定を受けた事業者で、事業者の基本情報が既に登録されている事業者宛てには、情報公表システムよりID等を平成30年5月8日に通知しています。もし、事業者宛てにID等が届いていない場合は、下記お問合せ先までご連絡ください。

**手順2** 

○ 情報公表システムより、ログインID・パスワードが通知されます。

● ID等を用いて情報公表システムにログインし、事業所詳細情報を入力してください。

**手順3** 

● 入力内容を確認後、都道府県等へ報告します。

● 都道府県等担当者が、申請内容を確認し、以下の手続きを行います。

- ・ 内容に不足等があれば、差し戻します。  (修正の上、再度報告します。)
- ・ 内容に特段問題がなければ、承認します。

※ 障害福祉サービス等情報公表システムに変更が生じた際は、該当する必要があります。

○ 都道府県等による承認後、報告内容がWAM NETに公表されます。

(※) 平成30年9月末に全国一斉に公表されました。

大阪府の障害福祉サービス等情報公表制度

大阪府 障害福祉サービス等情報公表制度

WAM NETにおいて、ホログルムによる認証セキュリティ技術で外設機器（マニフェスト）等の資料を掲載していますので、読みごろがございます。

<https://www.wam.net/content/wamnet-acpub-top/shedukuhinpub/seiyu/>

お問い合わせ先 :

〒540-0008 大阪市中央区大手前三丁目2-12 府庁別館1階  
大阪府 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課  
TEL 06-6944-9174

8



**大阪府の担当者は、申請内容を確認し、内容に不足等があれば差し戻し処理を行いますので、修正の上再度報告してください。**

・内容に問題が無ければ、大阪府の担当者は承認処理を行います。

・大阪府の承認処理後、報告内容がワムネットに公表されます。

情報公表システムの操作説明書等は、この資料に記載のURLに掲載されていますので、ご活用ください。

## 事業開始後の事務手続き について



9

つづきまして、事業開始後の事務手続きについてご説明いたします。

## 事業開始後の手続きについて

### ■変更届等について

指定を受けた後、事業を運営する中で、指定権者である大阪府に提出しなければならない変更が生じたとき、

- ・「どういった変更が生じたときに変更届が必要なのか」
- ・「ホームページのどこを見たらよいか」
- ・「提出書類は何か」
- ・「提出締切はいつか」
- ・「加算の相談等はどこに電話すべきか」

といった事項について、資料上でのご説明をさせていただいております。

※詳細は下記URLの「第2部」の資料よりそれぞれご確認ください。

[https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu\\_top/shiteijkensyu.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/shiteijkensyu.html)



10

指定を受けた後、事業を運営する中で、指定権者である大阪府に提出しなければならない変更が生じたとき、

「どういった変更が生じたときに変更届が必要なのか」、  
「ホームページのどこを見たらよいか」、  
「提出書類は何か」、  
「提出締切はいつか」、  
「加算の相談等はどこに電話すべきか」  
といった事項について、それぞれ  
・障がい児支援指定事業者編  
・障がい福祉サービス等指定事業者編  
の資料にてご説明させていただきます。

下記URLの「第2部」の資料よりそれぞれご確認ください。

## 事業開始後の手続きについて

- ・大阪府国民健康保険団体連合会研修について

下記URLよりご受講ください。

<https://www.osakakokuhoren.jp/>



11

続きまして、大阪府国民健康保険団体連合会研修についてご説明いたします。  
当該研修は新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応として、  
障がい福祉サービス費等請求事務新規事業所説明会を当分の間中止し、  
本会ホームページに当該説明会資料及び音声データを掲載されておりました。

その経緯から、今後も当該説明会の開催はオンラインにて行われることでし  
たため、こちらに記載しておりますURLにアクセスいただき、ご受講いただきま  
すようお願いいたします。

## その他の注意事項

### (1) 訪問系事業所について

- ・訪問系の事業所で、「介護保険の訪問介護」も併せて実施している事業所で変更届を提出するとき、訪問介護だけでなく、「障がい」においても変更届が必要となる場合があります。
- ・また変更届の様式も「訪問介護」と「障がい」は異なりますので、ご注意ください。

### (2) 電話相談等について

#### ・届出が「必要」な加算について

(代表) 06-6941-0351 (者) 内線4519 (指定担当)  
(児) 内線2458 (指定担当)

#### ・届出が「不要」な加算について

(代表) 06-6941-0351 内線2462 (指導担当)  
(受付時間: 平日(祝日除)の9時から12時、13時から18時)

※届出が不要な加算とは、「(者)介護給付費／(児)障害児(通所・入所)給付費の算定に係る届出書兼体制等状況一覧表」に掲載されていない加算のことを指します。

12



続きまして、その他の注意事項についてご説明いたします。

訪問系の事業所で「介護保険の訪問介護」も併せて実施している事業所で変更届を提出するとき、

訪問介護だけでなく、「障がい」においても変更届が必要となる場合があります。また変更届の様式も「訪問介護」と「障がい」は異なりますので、ご注意ください。

続きまして、電話相談等についてご説明いたします。

相談内容によっては、窓口が異なりますのでご注意ください。

届出等の提出や、届出が必要な加算に関することは、指定担当が窓口となります。

実際の運営や、届出が不要な加算に関することは、指導担当が窓口となります。

届出が不要な加算等の判別は、「体制等状況一覧表」に掲載されていない加算のことを指します。

ご視聴いただき  
ありがとうございました。



13

指定時研修 指定パート第1部は以上です。ご視聴いただきありがとうございました。